

森林整備地域活動支援交付金事業実施要領

平成 14 年 6 月 20 日付け林政第 535 号

熊本県林務水産部長通知

一部改正：平成 16 年 3 月 19 日付け林政第 2622 号
一部改正：平成 19 年 7 月 23 日付け森整第 428 号
一部改正：平成 21 年 10 月 9 日付け森整第 697 号
一部改正：平成 22 年 8 月 25 日付け森整第 537 号
一部改正：平成 23 年 7 月 29 日付け森整第 379 号
一部改正：平成 24 年 4 月 25 日付け森整第 131 号
一部改正：平成 25 年 4 月 8 日付け森整第 34 号
一部改正：平成 26 年 4 月 21 日付け森整第 93 号
一部改正：平成 27 年 4 月 10 日付け森整第 104 号
一部改正：平成 29 年 4 月 20 日付け森整第 114 号
一部改正：平成 30 年 5 月 7 日付け森整第 159 号
一部改正：令和元年 5 月 16 日付け森整第 187 号
一部改正：令和 2 年 4 月 23 日付け森整第 94 号
一部改正：令和 3 年 5 月 10 日付け森整第 164 号
一部改正：令和 4 年 5 月 25 日付け森整第 114 号
最終改正：令和 5 年 7 月 4 日付け森整第 225 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、森林整備地域活動支援交付金事業の実施に関し、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 林政政第 893 号農林水産事務次官依命通知。以下「国要綱」という。）、林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和 5 年 3 月 30 日付け 4 林政経第 899 号林野庁長官。以下「国要領」という。）、熊本県補助金等交付規則（昭和 56 年熊本県規則第 34 号。以下「規則」という。）、熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 県は、国要領を踏まえ、市町村を通じ森林整備地域活動支援交付金を交付し、意欲と能力を有する森林所有者又は森林経営の委託を受けた者による面的なまとまりを持って作業路網や森林の保護に関する事項も含む計画の作成を促進する「森林経営計画作成促進」、森林施業等の実施の前提となる森林所有者・境界の明確化を行う「森林境界の明確化」、森林施業等の合意形成に必要な森林所有者を確認す

る「森林所有者の探索」、森林経営計画の作成や森林境界の明確化に必要となる既存路網の簡易な改良等を行う「森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備」の地域における活動（以下「地域活動」という。）の確保を図ることとする。

（対象経費）

第3条 県は、交付金の交付の対象となる森林（対象森林）において国要領第1の3の別表2のIの2の1の（2）の②の協定に基づき協定期間内を通じて地域活動を行った交付金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）に対し市町村を通じ交付金を交付するのに必要な経費、及び第1の3の別表2のIの2の1の（2）の④に必要な経費を支出するものとする。

なお、各メニューの詳細については別紙のとおりとする。

（助成措置）

第4条 県は、毎年度予算の範囲内において、市町村を通じ交付金を交付するのに必要な経費につき、市町村が交付対象者に対し当該経費の額を支払うための経費（別紙 第1の4、第2の4、第3の4、第4の3の交付単価により算定された額若しくは対象行為に要した経費に相当する額のいずれか低い額）及び市町村の推進事務の経費を支出するものとする。

（交付金の交付申請）

第5条 市町村長は、規則第3条第1項の規定に基づく交付金の申請を行う場合は、交付金交付申請書を所管の広域本部長等（熊本市、宇城地域振興局管内の市町村及び上益城地域振興局管内の市町村においては、上益城地域振興局。阿蘇地域振興局管内及び球磨地域振興局管内の市町村においては、各地域振興局。以下同じ。）に提出するものとする。

2 要項第6条第2項第1号の「事業計画書」の様式は、別記第4号様式によるものとする。

3 広域本部長等は、第5条の1の交付金交付申請書の内容を確認のうえ、知事に進達するものとする。

（交付金交付決定前着手承認申請書の提出）

第6条 市町村長は、やむを得ない事情により交付金の交付決定前に事業に着手する必要がある場合は、要項第9条に基づき交付金交付決定前着手承認申請書（別記第5号様式）を事前に所管の広域本部長等に提出し、知事の承認を受けるものとする。

2 広域本部長等は、前項の交付金交付決定前着手承認申請書の内容を確認のうえ、

知事に進達するものとする。

- 3 知事は、前項の規定に基づく申請書の提出があった場合はこれを審査し、適当と認められるときはこれを承認し、その旨を市町村長に通知（別記第6号様式）するものとする。

（事業着手の届出）

第7条 市町村長は、事業に着手したときは、着手届（別記第7号様式）を所管の広域本部長等に提出するものとする。ただし、第6条に規定する交付金交付決定前着手承認申請により承認を受けた場合を除く。

- 2 広域本部長等は、前項の着手届の内容を確認のうえ、知事に進達するものとする。

（事業内容の変更）

第8条 規則第7条第1項及び要項第8条第2項の事業実施変更計画書は、別記第4号様式を準用する。

- 2 第5条の規定は、規則第7条及び要項第8条に基づく手続きについて準用する。

（事業完了の届出）

第9条 市町村長は、事業が完了したときは、速やかに完了届（別記第8号様式）を所管の広域本部長等に提出するものとする。

（交付金の実績報告）

第10条 要項第13条第2項第1号の事業実績書は、別記第4号様式を準用する。

（交付金の請求）

第11条 要項第15条第2項の請求書には、請求内訳書（別記第9号様式）を添付するものとする。

（その他必要な事項）

第12条 交付金の交付に関し必要な事項は、国要綱、国要領、規則、要項及びこの要領に定めるもののほか、その他必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成14年度の予算に係る森林整備地域活動支援事業交付金から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成 16 年 3 月 19 日から施行し、平成 15 年度事業から適用する。
- 2 この要領の施行の際現に改正前の熊本県森林整備地域活動支援交付金実施要領の規定に基づいて提出されている書類は、改正後の熊本県森林整備地域活動支援交付金実施要領の規定に基づいて提出された書類とみなす。
- 3 熊本県森林整備地域活動支援交付金実施要領の運用（平成 14 年 6 月 20 日付け林政第 536 号）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成 19 年 7 月 23 日から施行し、平成 19 年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成 21 年 10 月 9 日から施行し、平成 21 年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成 22 年 8 月 25 日から施行し、平成 22 年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成 23 年 7 月 29 日から施行し、平成 23 年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 25 日から施行し、平成 24 年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 8 日から施行し、平成 25 年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 21 日から施行し、平成 26 年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 10 日から施行し、平成 27 年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 20 日から施行し、平成 29 年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成 30 年 5 月 7 日から施行し、平成 30 年度事業から適用する。

附 則

この要領は、令和元年 5 月 16 日から施行し、令和元年度事業から適用する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 23 日から施行し、令和 2 年度事業から適用する。

附 則

この要領は、令和 3 年 5 月 10 日から施行し、令和 3 年度事業から適用する。

附 則

この要領は、令和 4 年 5 月 25 日から施行し、令和 4 年度事業から適用する。

附 則

この要領は、令和 5 年 7 月 4 日から施行し、令和 5 年度事業から適用する。

別紙（第3条関係）

第1 「森林経営計画作成促進」に対する支援に関する事項

1 対象森林

対象森林は森林経営計画の対象とされていない森林又は森林経営計画の計画期間が終了した森林及び当該年度が計画期間の最終日が属する年度である森林並びに森林経営計画の対象森林であって当該計画の計画期間内に間伐を実施しようとする森林であって、他の事業により森林の現況調査が既に実施されていない森林とする。ただし、次の(ア)から(エ)までに掲げる森林は対象森林から除外する。

(ア) 国、都道府県又は市町村が所有する森林

(イ) 国立研究開発法人森林研究・整備機構が分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第2条第1項に規定する造林者又は造林費負担者として同項に規定する分収造林契約に基づき、造成に係る事業が行われる森林

(ウ) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者以外の会社が所有している森林

(エ) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人が所有している森林

2 実施計画書

国要領第1の3の別表2のIの2の1の(2)の②のアの実施計画書については、別記第1号様式の計画書により行うものとする。

3 報告書

国要領第1の3の別表2のIの2の1の(2)の⑤のアの報告書には、森林経営計画を作成すること、森林経営計画の計画期間内に間伐することの同意書の写し、又は同意を確認できる書類、森林内で現況調査を行った場合はその森林情報調査結果、対象行為を委託した場合はその契約書の写しを添付するものとする。

4 交付単価

国要領第1の3の別表2のIの2の1の(2)の③のアの(イ)の交付単価は、次のとおりとする。

なお、対象行為に要した1ha当たりの実行経費の額が表中の②以上①の額未満の場合、国が表中の②の額を負担し、実行経費と②との差額を県と市町村がそれぞれ2分の1ずつ負担することとする。

また、対象行為に要した1ha当たりの実行経費の額が表中の②の額未満の場合は、全額国費とする。

(ア) 森林経営計画作成促進の地域活動にかかる交付単価

積算基礎森林	① 1 ha 当たりの交付単価	② 国交付単価：定額
区分		
経営委託型	38,000 円	19,000 円
共同計画等	8,000 円	4,000 円
間伐促進	30,000 円	15,000 円

(イ) 不在村森林所有者加算（不在村森林所有者に対する合意形成活動を行った場合に(ア)に加算される額）の交付単価

積算基礎森林	① 1 ha 当たりの交付単価	② 国交付単価：定額
区分		
合意形成活動を行った不在村森林所有者の所有森林面積	14,000 円	7,000 円

第2 「森林境界の明確化」に対する支援に関する事項

1 対象森林

対象森林は森林法第5条第2項に規定する地域森林計画の対象とする森林であって、境界が不明瞭な森林。ただし、次の(ア)から(オ)までに掲げる森林は対象森林から除外する。

(ア) 国、都道府県又は市町村が所有する森林

(イ) 国立研究開発法人森林研究・整備機構が分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第2条第1項に規定する造林者又は造林費負担者として同項に規定する分収造林契約に基づき、造成に係る事業が行われる森林

(ウ) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者以外の会社が所有している森林

(エ) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人が所有している森林

(オ) 分収林特別措置法第10条第2項に規定する森林整備法人が、同法第2条第1項に規定する造林者又は造林費負担者として同項に規定する分収造林契約に基づき、造成に係る事業が行われる森林

2 実施計画書

国要領第1の3の別表2のIの2の1の(2)の②のアの実施計画書の提出については、別記第2号様式の計画書により行うものとする。

3 報告書

国要領第1の3の別表2のIの2の1の(2)の⑤のアの報告書には、対象行為を委託した場合はその契約書の写し、森林所有者間で境界を確認したことの同

意書の写し、又は同意を確認できる書類、測量成果の電子データ等を添付するものとする。

4 対象単価

国要領第1の3の別表2のIの2の1の(2)の③のイの(イ)の交付単価は、次のとおりとする。

なお、対象行為に要した1ha当たりの実行経費の額が表中の②以上①の額未満の場合、国が表中の②の額を負担し、実行経費と②との差額を県と市町村がそれぞれ2分の1ずつ負担することとする。

また、対象行為に要した1ha当たりの実行経費の額が表中の②の額未満の場合は、全額国費とする。

(ア) 森林境界の明確化の地域活動に係る交付単価

積算基礎森林	① 1 ha 当たりの交付単価	② 国交付単価 (定額)
区分		
(1) 森林境界の測量を行った森林面積	45,000 円	22,500 円

(イ) 精度向上加算 (性能の高い機器を用いて(ア)の森林境界の測量及び基準点等と結合する測量を行った森林に加算される額) の交付単価

積算基礎森林	① 1 ha 当たりの交付単価	② 国交付単価 (定額)
区分		
(ア)の森林境界の測量において、性能の高い機器を用いて境界の測量及び基準点等と結合させる測量を行った森林	10,000 円	5,000 円

(ウ) リモートセンシングデータ (以下「リモセン」という) 加算 (リモセンを活用して境界測量を行った場合に (ア) の森林境界の測量を行った森林に加算される額) の交付単価

積算基礎森林	① 1 ha 当たりの交付単価	② 国交付単価 (定額)
区分		
(ア) の森林境界の測		

量においてリモセン を活用して境界の測 量を行った森林面積	17,000 円	8,500 円
-------------------------------------	----------	---------

(エ) 不在村森林所有者加算（不在村森林所有者が現地立会を行った場合に（ア）に加算される額）の交付単価

積算基礎森林 区分	① 1 ha 当たりの交付単価	② 国交付単価（定額）
現地立会を行った不 在村森林所有者の所 有森林面積	13,000 円	6,500 円

(オ) 森林境界案の作成の地域活動に係る交付単価

積算基礎森林 区分	① 1 ha 当たりの交付単価	② 国交付単価（定額）
森林境界案の作成を 行った森林面積	40,000 円	20,000 円

第3 森林所有者の探索

1 対象森林

林地台帳、森林簿、登記簿を用いて所有者の確認を行った結果、所有者が確認できなかった森林とする。ただし、次の（ア）から（エ）までに掲げる森林は対象森林から除外する。

（ア）国、都道府県又は市町村が所有する森林

（イ）国立研究開発法人森林研究・整備機構が分収林特別措置法（昭和 33 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に規定する造林者又は造林費負担者として同項に規定する分収造林契約に基づき、造成に係る事業が行われる森林

（ウ）中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者以外の会社が所有している森林

（エ）国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人が所有している森林

2 実施計画書

国要領第1の3の別表2のIの2の1の(2)の②のアの実施計画書の提出については、別記第3号様式の計画書により行うものとする。

3 報告書

国要領第1の3の別表2のIの2の1の(2)の⑤のアの報告書には、対象行為を委託した場合はその契約書の写し、探索で収集した資料の写し等を添付するものとする。

4 交付単価

国要領第1の3の別表2のIの2の1の(2)の③のウの(イ)の交付単価は、次のとおりとする。

なお、対象行為に要した1ha当たりの実行経費の額が表中の②以上①の額未満の場合、国が表中の②の額を負担し、実行経費と②との差額を県と市町村がそれぞれ2分の1ずつ負担することとする。

また、対象行為に要した1ha当たりの実行経費の額が表中の②の額未満の場合は、全額国費とする。

(ア) 森林所有者の探索に係る交付単価

積算基礎森林	① 1 ha 当たりの交付単価	② 国交付単価 (定額)
区分		
(1) 森林所有者の探索を行った森林面積	5,000 円	2,500 円

第4 「森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備」に対する支援に関する事項

1 対象行為の実施箇所

対象行為の実施箇所については、作業路網の連続性の観点から、協定の対象とする森林の内外を問わず、第3、第4に定める積算基礎森林内に存する作業路網及び当該森林に到達するまでの作業路網とする。

2 報告書

(1) 国要領第1の3の別表2のIの2の1の(2)の⑤のアの報告書は、交付対象者が協定ごとに実施した対象行為がわかるように作成し、共同の場合で代表者がまとめて報告する場合も、各交付対象者が協定ごとに実施した対象行為がわかるように作成するものとする。

(2) 対象行為の実施状況を撮影した写真は、施行前後の状況が確認できるものとする。

3 交付単価

国要領第1の3の別表2のIの2の1の(2)の③のエの交付単価は、次のとおりとする。

なお、対象行為に要した1ha当たりの実行経費の額が表中の②以上①の額未満の場合、国が表中の②の額を負担し、実行経費と②との差額を県と市町村がそれぞれ2分の1ずつ負担することとする。

また、対象行為に要した1ha当たりの実行経費の額が表中の②の額未満の場合は、全額国費とする。

積算基礎森林 区分	①1ha当たりの交付単価	②国交付単価(定額)
森林経営計画作成・森林境界 の明確化に向けた条件整備	40,000円	20,000円

実施計画書

1 対象行為の実施者

氏名
住所
連絡先

2 対象行為の実施期間

年 月 日～ 年 月 日

3 地域活動の実施内容

単位（面積：h a）

森林経営計画の作成目標年度	地域活動の実施時期	対象森林		森林経営計画策定予定森林面積	積算基礎森林面積の見込み						報告書提出期日	備考
		森林の所在	面積		経営委託型		共同計画等		間伐促進等			
					合意形成活動あり	合意形成活動なし	合意形成活動あり	合意形成活動なし	合意形成活動あり	合意形成活動なし		

※「地域活動の実施時期」は、地域活動を実施しようとする森林ごとの時期を月単位で記載して下さい。

※「報告書提出期日」は、交付対象者が国要領第1の3の別表2のIの2の1の（2）の⑤のアの報告書を市町村長に提出する期日について記載してください。なお、市町村において別途報告書提出期日を定めている場合は記載不要です。

※備考欄には、策定する森林経営計画について、「属地的計画」又は「属人的計画」を記載して下さい。

4 地域活動の実施箇所及び森林経営計画の策定を目指す区域を示した図面

（「森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備」を実施する場合は、その区域も図示する。）

別記第2号様式（別紙第2の2関係）

実施計画書

1 対象行為の実施者

氏名

住所

連絡先

2 対象行為の実施期間

年 月 日～ 年 月 日

3 地域活動の実施内容

単位（面積：h a）

実施 年度	地域活 動の実 施時期	森林の所在	面積						森林境 界案の 作成	報告書 提出期 日	備考
			森林境界の測量								
			不在村森林 所有者加算 あり	不在村森林 所有者加算 なし	精度向上加算あり		リモセン加算あり				
					不在村森林 所有者加算 あり	不在村森林 所有者加算 なし	不在村森林 所有者加算 あり	不在村森林 所有者加算 なし			

※「報告書提出期日」は、交付対象者が国要領第1の3の別表2のIの2の1の（2）の⑤のアの報告書を市町村長に提出する期日について記載してください。なお、市町村において別途報告書提出期日を定めている場合は記載不要です。

4 地域活動の実施箇所及び森林境界の明確化を行う区域を示した図面

（「森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備」を実施する場合は、その区域も図示する。）

別記第3号様式（別紙第3の2関係）

実施計画書

1 対象行為の実施者

氏名

住所

連絡先

2 対象行為の実施期間

年 月 日～ 年 月 日

3 地域活動の実施内容

単位（面積：h a）

実施年度	地域活動の実施時期	森林の所在	面積	確認資料	報告書提出期日	備考

※「報告書提出期日」は、交付対象者が国要領第1の3の別表2のIの2の1の（2）の⑤のアの報告書を市町村長に提出する期日について記載してください。なお、市町村において別途報告書提出期日を定めている場合は記載不要です。

4 地域活動の実施箇所及び森林所有者の探索を行う区域を示した図面

（「森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備」を実施する場合は、その区域も図示する。）

事業計画書（変更事業計画書・事業実績書）

1 事業の内容

(1) 森林整備地域活動支援交付金事業の内容及び経費の内訳

地域活動	活動内容				積算基礎 森林面積 (ha) (A)	交付単価 (円/ha) (B)	交付上限額 (円) (A)×(B)	総額 (円) (C)+(D)+(E)	経費内訳(円)			備考	
									国庫補助金 (C)	都道府県負担金 (D)	市町村負担金 (E)		
森林経営計画作成 促進	経営委託型	不在森林所有者合意形成				38,000	0	0					
						52,000	0	0					
	小計				0.00		0	0	0	0	0		
	共同計画等	不在森林所有者合意形成				8,000	0	0					
						22,000	0	0					
	小計				0.00		0	0	0	0	0		
間伐促進等	不在森林所有者合意形成				30,000	0	0						
					44,000	0	0						
小計				0.00		0	0	0	0	0			
計					0.00		0	0	0	0	0		
森林境界の明確化	森林境界の測量			不在村森林所有者現地立会		45,000	0	0					
						58,000							
			精度向上加算			55,000	0	0					
			精度向上加算	不在村森林所有者現地立会		68,000	0	0					
			リモセン加算			62,000	0	0					
		リモセン加算	不在村森林所有者現地立会		75,000	0	0						
	小計				0.00		0	0	0	0	0		
	森林境界案の作成				40,000	0	0						
小計				0.00		0	0	0	0	0			
計					0.00		0	0	0	0	0		
	森林所有者の探索				5,000	0	0						
計					0.00		0	0	0	0	0		
森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備	森林経営計画促進				40,000	0	0						
	小計				0.00		0	0	0	0	0		
		森林境界の明確化				40,000	0	0					
小計				0.00		0	0	0	0	0			
計					0.00		0	0	0	0	0		
合 計								0	0	0	0		
推進事務費									0				
総 計								0	0	0	0		

※「積算基礎森林面積」は、当年度に交付金の交付の対象となるものについて、各区分ごとに小数点以下第2位まで記入する。

別記第4号様式の2（第5条の2関係）

(2) 協定締結

① 「森林経営計画作成促進」に係る協定締結予定

協定締結数	対象森林面積	積算基礎 森林面積	交付額
件	ha	ha	円

② 「森林境界の明確化」に係る協定締結予定

協定締結数	対象森林面積	積算基礎 森林面積	交付額
件	ha	ha	円

③ 「森林所有者の探索」に係る協定締結予定

協定締結数	対象森林面積	積算基礎 森林面積	交付額
件	ha	ha	円

④ 森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備

協定締結数	対象森林面積	積算基礎 森林面積	交付額
件	ha	ha	円

2 市町村推進事務費

(1) 推進事務

地域説明会の開催

開催時期	開催回数	説明内容	備考

注) 地域説明会以外の推進等については、備考欄にその内容を簡潔に記入すること。

(2) 確認事務

1) 書類審査

① 「森林経営計画作成促進」に係るもの

協定 件	審査件数 件	備考

② 「森林境界の明確化」に係るもの

協定 件	審査件数 件	備考

③ 「森林所有者の探索」に係るもの

協定 件	審査件数 件	備考

④ 森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備

協定数 件	実施箇所数 箇所	協定締結者数 者	審査件数 件	備考

2) 現地確認計画

確認の時期	確認体制	確認の方法	備考

- 注:1 確認の時期は、「〇月末」等と記入する。
 2 確認体制は、「職員〇班体制により各団地を分担して確認」等と記入する。
 3 確認の方法は、「現地調査」、「目視調査」等と記入する。

(3) 交付事務

支払先件数

森林経営計画作成促進	森林境界の明確化	森林所有者の探索	森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備
件	件	件	件

(4) 実施計画の概要

事業区分	経費区分	事業内容	実施量	単価 (円)	推進事務費 (円)
推進等					
合計					0

- 注) 1 「事業区分」欄は、推進等、確認事務、交付事務と記入する。
 2 「経費区分」欄は、(林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領令和5年3月30日付林政経第899号林野庁長官通知)第1の3の別表2のIの2の1の(2)の④のウの別記2に規定する経費区分を記載する。
 3 「実施量」欄は、回数、件数、部数、人数等を記入する。

3 事業完了(予定)年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

市町村長

年度森林整備地域活動支援交付金事業交付金交付決定前着手
承認申請書

このことについて、森林整備地域活動支援交付金事業に着手したいので、下記条件を了承のうえ、森林整備地域活動支援交付金事業実施要領第6条の1の規定により申請します。

記

- 1 事業費
- 2 事業主体
- 3 着手予定年月日 年 月 日
- 4 交付決定前の着手を必要とする理由

(条件)

1. 交付決定を受けるまでの期間に天災等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は事業主体が負担する。
2. 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても異議を申し立てない。
3. 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間においては、計画の変更を行わない。

第 号
年 月 日

市町村長 様

熊本県知事

年度森林整備地域活動支援交付金事業交付金交付決定前着手の

承認について

年 月 日付け 第 号で申請のありましたこのことについては、下記のとおり条件を付して承認します。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間に天災等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は事業主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても異議を申し立てないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間においては、計画の変更を行わないこと。

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

市町村長

年度森林整備地域活動支援交付金事業着手届

年 月 日付け森整第 号で交付金交付決定のありました 年度
森林整備地域活動支援交付金事業について、下記のとおり着手しましたので森林整備地域
活動支援交付金事業実施要領第7条の1の規定により提出します。

記

- 1 事業費
- 2 事業主体
- 3 着手年月日 年 月 日
- 4 添付書類
 - (1) 年度森林整備地域活動支援交付金事業の内容及び経費の配分（別紙1）
 - (2) 森林整備地域活動支援交付金事業内訳表（別紙2）
 - (3) 推進事務費内訳表（別紙3）

年度森林整備地域活動支援交付金事業の内容及び経費の配分

区 分	地域活動	総 額 (A)+(B)+(C)	経 費 内 訳			備 考
			国庫補助金 (A)	都道府県負担金 (B)	市町村負担金 (C)	
森林整備地域活動 支援交付金	森林経営計画作成促進					
	森林境界の明確化					
	森林所有者の探索					
	森林経営計画作成・森林 境界の明確化に向けた条 件整備					
	市町村推進事務費					
	合 計					

別記第7号様式の別紙2（第7条の1関係）

1 森林整備地域活動支援交付金事業内訳表

地域活動	活動内容			積算基礎 森林面積 (ha) (A)	交付単価 (円/ha) (B)	交付上限額 (円) (A) × (B)	総 額 (円) (C)+(D)+(E)	経 費 内 訳 (円)			備考
								国庫補助金 (C)	都道府県負担金 (D)	市町村負担金 (E)	
森林経営計画作成 促進	経営委託型				38,000	0	0				
		不在森林所有者合意 形成			52,000	0	0				
	小計				0.00		0	0	0	0	
	共同計画等				8,000	0	0				
		不在森林所有者合意 形成			22,000	0	0				
	小計				0.00		0	0	0	0	
	間伐促進等				30,000	0	0				
		不在森林所有者合意 形成			44,000	0	0				
	小計				0.00		0	0	0	0	
	計				0.00		0	0	0	0	
森林境界 の明確化	森林境界の測量				45,000	0	0				
				不在村森林所有者現 地立会	58,000	0	0				
			精度向上加算		55,000	0	0				
			精度向上加算	不在村森林所有者現 地立会	68,000	0	0				
			リモセン技術加算		62,000	0	0				
			リモセン技術加算	不在村森林所有者現 地立会	75,000	0	0				
	小計				0.00		0	0	0	0	
	森林境界案の作成				40,000	0	0				
小計				0.00		0	0	0	0		
計				0.00		0	0	0	0		
森林所有者の探索					5,000	0	0				
計				0.00		0	0	0	0		
森林経営計画作 成・森林境界の明 確化に向けた条件 整備	森林経営計画促進				40,000	0	0				
	小計				0.00		0	0	0	0	
	森林境界の明確化				40,000	0	0				
	小計				0.00		0	0	0	0	
計				0.00		0	0	0	0		
合 計							0	0	0	0	
推進事務費								0			
総 計							0	0	0	0	

※「積算基礎森林面積」は、当年度に交付金の交付の対象となるものについて、各区分ごとに小数点以下第2位まで記入する。

別記第7号様式の別紙3（第7条の1関係）

2 推進事務費内訳表

事業 実施 主体	事業の内容	実施量	総 額 (A)+(B)+(C)	経 費 内 訳			備考
				国庫補助金 (A)	都道府県負担金 (B)	市町村負担金 (C)	

- 注：1 「事業の内容」は、説明会の開催、現地確認等を記入する。
 2 「実施量」は、回数、件数、部数、人数等を記入する。

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

市町村長

年度森林整備地域活動支援交付金事業完了届

年 月 日付け 第 号で交付金交付決定通知のありました 年度森林整備地域活動支援交付金事業について、下記のとおり完了しましたので届けます。

記

- 1 事業着手年月日 年 月 日
- 2 事業完了年月日 年 月 日
- 3 交付金交付額 円（うち市町村推進費 円）
- 4 添付書類
 - (1) 対象行為の実施状況審査・確認一覧表（別紙1～4）
 - (2) 交付対象者別交付実績（別紙5）

別記第8号様式の別紙1

年度森林整備地域活動支援交付金事業

対象行為の実施状況審査・確認一覧表（「森林経営計画作成促進」に対する支援）

協定 番号	協定対象森林 面積 (ha)	積算基礎森林 面積 (ha)	交付上限額（積 算基礎森林面 積×交付単価） (円)	実行経費 (円)	交付額 (円)	交付対 象者	林小班 名又は 地番	審査・確 認日	審査・確 認者	書類審 査結果	備考
計											

注1) 協定毎に記入する。

注2) 審査の結果欄には、適宜「良好」等と記入する。

上記のとおり完了したことを審査・確認しました。

年 月 日

審査・確認員職氏名 (署名又は記名押印)

別記第8号様式の別紙3

年度森林整備地域活動支援交付金事業

対象行為の実施状況審査・確認一覧表（「森林所有者の探索」に対する支援）

協定 番号	協定対象森林 面積 (ha)	積算基礎森林 面積 (ha)	交付上限額（積 算基礎森林面 積×交付単価） (円)	実行経費 (円)	交付額 (円)	交付対 象者	林小班 名又は 地番	審査・確 認日	審査・確 認者	書類審 査結果	備考
計											

注1) 協定毎に記入する。

注2) 審査の結果欄には、適宜「良好」等と記入する。

上記のとおり完了したことを審査・確認しました。

年 月 日

審査・確認員職氏名 (署名又は記名押印)

別記第8号様式の別紙5

交付対象者別実績

メニュー	人数	森林所有者								森林所有者以外の者						計	
		森林整備法人		会社		大規模所有者		その他		森林組合		林業事業体		その他			
		交付者数	交付金額	交付者数	交付金額	交付者数	交付金額	交付者数	交付金額	交付者数	交付金額	交付者数	交付金額	交付者数	交付金額	交付者数	交付金額
森林経営計画作成促進	延べ数																
	実数																
森林境界の明確化	延べ数																
	実数																
樹種・樹齢の調査	延べ数																
	実数																
森林経営計画・森林境界の明確化に向けた整備	延べ数																
	実数																
計	延べ数																
	実数																

*本票は、交付対象者数（延べ数、実数別）及び各交付対象者別の交付金額を記入する。

*会社とは中小企業基本法で定められた中小企業者をいう。

*大規模所有者とは森林整備法人及び会社（中小企業者）以外の者で50ha以上の森林を所有している者をいう。

*交付者数の欄は上段に述べ数、下段に実数を記入する。ただし、森林所有者のその他は実数不要。

